読書バリアフリーに関するサービス提供施設等

熊本県立図書館

障がい等により活字での読書に困難を感じている方に対し、「サピエ図書館」等を利用して、専用機器を使った、様々な本や雑誌を音声で聞いて読書を楽しむことができる「読書バリアフリーサービス」を実施しています。その他、拡大図書やLLブック等の閲覧、貸出や郵送貸出サービスも行っています。

https://www2.library.pref.kumamoto.jp

熊本県点字図書館

県内在住の視覚障がい者に対し、情報、文化等の提供と福祉の向上を図るため、「サピエ図書館」を利用して、点字図書やデイジー図書等の貸出、定期刊行物(点字等雑誌)の提供、対面朗読サービス等を行っています。

https://kumaten.jimdofree.com

サピエ図書館

点字図書やデイジー図書等の全国最大の書誌データベースです。パソコンやスマートフォン、専用機器を使って、読書を楽しむことができます。図書館からの郵送貸出やインターネットを使うことで利用できます。利用には、熊本県立図書館や熊本県点字図書館等での申込み手続きが必要です。

https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1www

計画全文はこちら 熊本県読書バリアフリー推進計画





https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/144/140449.html

お問合せ先

熊本県教育庁市町村教育局社会教育課 〒862-8609(教育庁専用郵便番号) 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 TEL 096-333-2697 FAX 096-387-0089 E-mail shakaikyouiku@pref.kumamoto.lg.jp

発 行 者:熊本県教育委員会

所属:社会教育課 発行年度:令和4年度 障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことのできる 『くまもと』を目指して

派 熊本県 読書バリアフリー 推進計画



- 「読書バリアフリー」とは、障がいの有無にかかわらず、全ての人が自分に合った方法で読書ができる社会の実現を目指すものです。
- ●県では、令和4年6月に、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)第8条の規定に基づき、「熊本県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。

熊本県読書バリアフリー推進計画

読書バリアフリー法第8条に基づく熊本県の視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画です。

■計画の対象者

視覚障がい、読字に困難がある発達障がい、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により読書に困難を伴う身体障がいのある人、読書や図書館の利用に困難を伴う知的障がいのある人(以下「障がい者等」という。)

■計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間。

基本理念

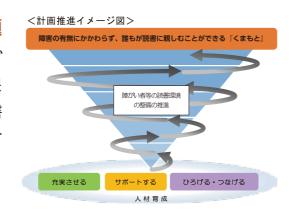
障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、「障がいの有無にかかわらず、誰もが(全ての県民が)読書に親しむことができる『くまもと』」の実現を目指します。

目指す姿

障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる『くまもと』

本県における障がい者等の読書環境の課題

- ○障がい者等が利用しやすい書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」という。)の充実や製作人材の養成、確保
- ○障がい者等が利用しやすい読書環境の整備や読書 活動の支援等(障がい者等の読書活動をサポートす る人材の養成等を含む)
- ○普及啓発、関係機関等の連携体制の促進



障がい者等が利用しやすい書籍等について

- ○点字図書・拡大図書、LLブック、触る絵本・布絵本等
- ○音声読み上げ対応の電子書籍、音声デイジー等のデイジー(※)図書等本計画において、上記の書籍等の総称を「アクセシブルな書籍等」としています。
- (※) Digital Accessible Information Systemの略で、デジタル録音図書の国際標準規格。

基本理念及び目指す姿の実現に向け、 以下の3つの施策の方向性を定め、計画を推進します。

施策の方向性

充実させる アクセシブルな書籍等の充実等

障がい者等のニーズ等に対応した、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。また、 アクセシブルな書籍等の製作支援に向けた取組の推進や製作人材の養成・確保に努 めます。

- (1) アクセシブルな書籍等の充実
- (2) アクセシブルな書籍等の製作支援、製作人材の確保

サポートする 読書環境の整備等

障がい者等が利用しやすいサービス等の提供を推進するとともに、障がい者等がアクセシブルな書籍等を円滑に利用できるよう、サポートを行います。また、個々の障がいに応じた、読書に親しむための機会の提供に努めます。

- (1) 図書館等の円滑な利用の促進
- (2) 障がい者等の読書活動に関わる人材の養成等

ひろげる・つなげる「普及啓発と連携体制の促進

障がい者等に対し、図書館サービス等の周知を図るとともに、「障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる『くまもと』」の実現に向け、県民への普及啓発を行います。また、市町村、図書館関係者及び障がい福祉関係者等のネットワークを構築し、連携体制の促進に努めます。

- (1) 障がい者等向けのサービスの周知、県民への普及啓発
- (2) 関係機関の連携体制の促進等

計画の推進に向けて

本計画に基づき、市町村関係部局や関係団体等と連携・協働し、障がい者等の読書 環境を整備する施策を推進します。